

関東ゴルフ連盟機関紙

GJA

KGAニュース

'85春季号



我孫子ゴルフクラブ

目次

良貨が悪貨を駆逐する策はないか.....	1	昭和60年度競技実施規定.....	6
細川 護貞		総会・理事会・委員会	10
ルール Q & A	4	月例成績表(昭和59年12月～昭和60年2月).....	15
日本ゴルフ協会 規則委員会判例			

No. 10

良貨が悪貨を 駆逐する策は ないか

日本ゴルフ協会会长

関東ゴルフ連盟理事長

細川 護貞

聞き手: KGA広報委員

杉山 通敬

—JGA会長としてのお立場はさておいてひとりのゴルファーとして、戦前からのゴルファーとしてですね。最近、お感じになってることをまずお聞かせ下さい。

「そうですね、わたしがゴルフを始めたのは旧軽井沢が出来た年(大正11年)で、ちょうど学習院の初等科5年のときでした。駕けが厳しくて、キミはどここの息子だ、と頭ごなしにいろいろなことを聞かれたり、お行儀を駕けてくれたわけですね。クラブに一歩、足を踏み入れたら、頭の下げっ放し。なにしろ子供ですから、皆さん、わたしより年長なわけですよ。エチケットだと、マナーだと、そんなことじやなしに、自然とゴルファーとしての態度振舞いが身についていたように思いますね」

—その“自然に”というのがなかなかできないことで、最近ややもすると、ゴルファーにあるまじき事件とか事故が起きてますが、自然さが失われているせいじゃないでしょうか。JGAの会長として、まず、どうやってそういう風潮を正していくか、いかがでしょうか?

「何年か前にJGAでアンケートをとりましたね。まあ、あの回答がゴルファーひとりひとりから直接吸い上げられたものなのか、ゴルフ場経営者が回答したのか、わかりにくいくらいですが、とにかく、その第1位回答は、ゴルファーの質の低下、乱れているという



ことでしたね。じゃ、その質の低下なり、亂れをどう正していくか、その具体策はどうしたらもてるのか、というとまことにむずかしい。実はあるゴルフ場でのことですが、ある意味でマークされていた方がいたんです。その人が入るとその組のプレーが遅くなるわけです。ある人が、あなたはプレーが遅いから、もっと早くして下さい。と忠告したんです。そしたら、その人が言うには、なにを言っているんだ、オレが遅いんじゃない、ほかの連中が早すぎるんだ、と。これには注意した人も聞いた口が塞がらなかつた(笑)。つまり、多かれ少なかれ、ゴルファーは自分中心にものを考える傾向があるわけですね」

細川 護貞

——基準を自分におくから全体が見えなくなるんでしょうか。

「で、そういうことなら客観データを出そうじゃないか、ということで、スタートのときにタイムウォッチを押しましてね。ラウンドが終ったところで、また押す。各組がそれを励行しまして、ラウンド時間でデータとしてとったわけです。たとえばAという方が入ると、いつも遅れる。ほかの連中で回ると1ラウンド1時間40分ぐらいなのに、ハーフでね、Aさんが入るときまではその組は2時間以上かかる、そういうマーク人物が出て来たわけです」

——なるほど、犯人探しを始めたんですか。

「ええ。その『犯人』にははしごし忠告する。この忠告ができるにくい風潮があるわけですね、最近は。いま、クラブの理事なり、役員をやってらっしゃる方は、ご自分が会社の役員とか部長とか、そういう高い地位にあったときにゴルフを始められた方が多いと思うんですが、そういう方は始めた当初から部下なり、会社の取り引き関係の方とプレーしてたから、なんといいますか、身分が上ならゴルファーとしても上、という気分でやっていたと思うんです。大将も一兵卒もないはずですよね、一步、ゴルフ場に入ったら。それなのに社会的な地位が上なら、ゴルフ場でも地位が上なんだと思っている。誰も忠告できない雰囲気、あるいは誰の忠告も受け入れないムードですかね、そういうものを持った方がクラブの理事なり役員になっていると、それが全体に波及すると思うんです。この間もクラブのタウン・ミーティングがありまして、わたしも70才を過ぎましたから言わせてもらいますけど、いま、スロープレーが問題になっているのはわれわれ“年寄り”的だ、と。お年寄りに対しては若い人は文句が言えない。弱輩ものがなにを言つるか、という気になる。ですから、いままで言えませんでしたが、わたしも70才になって“年寄り”的な仲間入りをして言わせていただきます。と、そう言ったわけです」

——いいたいこと、注意なり、忠告なりをはしごし言え合えるムード、そういったものをつくり上げていく必要があるんでしょうね。



「軽井沢のタイムウォッチのこと、そんなことをすること自体、ゴルフの本来の精神から言えば少々おかしいと思うんですが、これも一種の忠告なんです。時計で測られてるだけで、皆んなが注意し合いますから……」

——アマチュアリズムの問題はいかがですか。アマチュアのトップクラスになりますと、企業からなにかと“プレゼント”があるようですが……。

「“プレゼント”かどうか知りませんが、この間の世界アマでちょっと問題になりかかったことがあったそうです。ある人のバックに企業のネームが入っていて、悪いことに自分の名前がその脇に書いてあつたんです。それを他の選手が見つけて、商品名の入ったバックに自分の名前を入れるのは、アマ規定に違反するのではないか、と。そりや、まずい、ということですぐに紙を貼りつけて、ことなきを得たそうです。紙を貼りつけるといえば、面白いはなしがあります。どこでも、コースの茶店などにある清涼飲料水のメーカー名、冷蔵庫なんかに大きな

細川 護貞

字で書いてありますね。あれも宣伝だからまずいと、全部白紙を貼りつけてしまったんです。で、ある日、それをいいだした人が1番ホールをスタートするときに、ちょっとお待ち下さい、このポールにはメーカー名がちゃんと刻まれていますから、これにも紹介膏を貼らしてもらいます。ゴルフ場で宣伝しちゃいけませんから、と(笑)」

——ジョークですね。

「ええ、ジョークです。お前にあっちゃかなわない、と、その方も苦笑してましたが、今はコマーシャリズムの時代ですから、いろいろむずかしい問題が出て来ますよ。どこまでが許されて、どこからが許されないか、むずかしいです。ですから、わたしは個人的に思ってるんです。アマ規定を云々する前にプロの立場を先に決めてしまえばいい、と。確定申告をゴルフのプレーによって得た金でやってるか、それ以外のもので得た金でやってるか。プロの規定を先に決めて、それ以外のひとは全部アマチュア。たとえば、そんなふうにしたらどうだろうか、とわたしは思うんです」

——ところで、JGAの組織の問題はどうですか。専任理事は置かれないとことですが、会則によると、専任理事は日常会務を掌理し、常任理事は、会務を分掌する、となっていますね、この“掌理”と“分掌”的ちがいはどこにあるんでしょうか。

「法律用語はわかりにくいでですね(笑)」

——こういう表記だと、会社の専務と常務の立場みたいですね。専任理事のほうは地位的に上のような印象を受けるんですが、実際は会長なり、常任理事会が決めたことを日常的に処理するのが専任理事ではないのですか。

「ま、そういうことなんですが、その点、あいまいなところがありますから、もう一度、会則を吟味する必要も出てくるでしょうね。実は、JGAとKGAとふたつの団体の長になっていること自体、わたしとしてはやりにくい面がでてくると思うんです。現在、地区連盟は8つあるわけですが、その総会に出たときなど、JGA会長の立場で発言しても、それがKGA理事長のいい分にとられかねないわけです」

——二枚看板を使い分けるのはむずかしい面があるでしょうね。国会の議長が党籍を離れたり、プロ野

球のコミッショナーがそうだったように、JGA会長は原則的には地区連盟から離れたほうがいいのかかもしれませんね。

「つまり、皆さんのご意見をうかがいながら、どうすることがベストか、これから煮つめていく問題です。いずれにしても、こっちからこうやる、ということではなく、JGAにしても、地区連盟にしても、皆さんが煮めたものを実行に移していくのですから、右から左へ問題は解決されないわけです。地域性のこともありますし……」

——結局、行きつくところはゴルファー個々が質を高めるようにすればいいんでしょうね。



「悪貨が良貨を駆逐するのではなく、良貨が増えて悪貨を駆逐されれば、望ましいものになると思うんです。いずれにせよ簡単にはいきませんよ。むずかしい問題がたくさんあります。力を合わせてやるより仕方ないと思います」

ルール Q&A

Q-1 同伴競技者が脱いて置いてあるジャンバーに打った球が乗ったときの処置

10番ホール（ペント使用中）でN君の第3打はグリーン奥側のバンカーに入った。O君の第3打はグリーン奥の方に乘っている。風も止んだので先に球の所へ行って脱いたジャンパーをグリーン・エッヂに置いておいた。

N君のバンカー・ショットはクラブのソケットに当たり、低い球で右の方へ転り出てO君のジャンパーの上に乗ってしまった。N君は球を拾い上げてからジャンパーの近くにドロップしてプレーした。そのときグループ内のK君が、他人のジャンパーは動かせる障害物だから拾い上げた球はジャンパーをどうして前位置にリプレースだと主張した。N君は間違っていたか？

A-1 地上に置いてある他人のジャンパーは動かせる障害物です。動かせる障害物に球が入ったり乗ったりしたときは、間なしに球を拾い上げてから障害物を取り除き、球のあった直下にできるだけ近くホールに近づかない所へドロップしなければなりません。

ルール・ブックの文面では、ジャンパーを取り除き、動いた球は前位置にリプレースとなりますが、前位置はジャンパーの上ですから救済になりません。そこで上記の処置をするよう裁判が出ております。O君は斯様な次第を知らずにやった事でしょう。ドロップする箇所が少しずれてはいましたが強いて反則とすることもないでしょう。

参照一規則24条1（動かせる障害物）

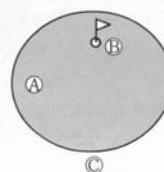
Q-2 他の者のプレーの援助となる球は誰の球でも拾い上げを要求できる。要求された者は断れない。（1984年新規則）

1番ホールでA君の球はグリーン左側に、B君の球はホールから30センチ右側に乗っている。C君の球はグリーン手前のふちに止まっている。C君の打った球がB君の球に当たればホールのふちに止まる、左にそればホールに入るかもしれない。このような場合、A君はB君に対して球を拾い上げるよう要求することができますか？競技はストローク・プレーです。

A-2 当然要求すべきことですし、B君も自発的に拾い上げるべきです。B君の球がC君のプレーの援助となったならばA君、B君は勿論、競技参加者全員にC君が受けた利益に等しい損を与えることになります。ストローク・プレーでは特定の競技者に援助を与えてはならないことが基本的原则です。

また、B君が球を拾い上げるにあたり、C君はその球を置いておいて呉れと依頼することはできません。もし、B君がC君の依頼に応じて球を置いておくと、「援助になる球の拾い上げ」の規則をB君C君が合意のうえで反則したことにより競技失格となります。またB君がA君の要求を断ることも反則となります。

参照一規則22条（プレーの妨げまたは援助となる球）
旧規則ではBが自発的に拾い上げることはできましたが、新規則でAがBに拾い上げを要求できるようになりました。



Q-3 バンカー内から誤球をプレーしてグリーンに乗せる。グリーン上でプレーすると誤球の罰を受ける。

4番ホールでA君とC君の第2打はグリーン右方向に飛んでいた。現場に到着してみると2人の球はグリーン右側のバンカーに入っていた。

2人ともバンカー・ショットは上出来で、ホールから2メートル位の所に止まった。ホールから遠い他の2人のパットに統いてA君がパットしてホールに入れた。球を拾い上げたとき自分の球でないことに気がついた。A君は2桁番号は自分だけが使っていると思いこんでいた。

同じグループのB君は、2人ともバンカーに戻ってやり直した。バンカー内から誤球を打ったのだから罰はないよ、安心しろと言った。B君の説の通りでよかったです？ストローク・プレーの競技です。

ルール Q&A

A-3 B君の説の「バンカーに戻ってやり直し」までは、その通りです。

それから先ですが、2人ともバンカーから誤球を打ってグリーンに乗せたまでは罰はありません。その後、グリーン上でA君がC君の球を打てば、バンカー外ですから誤球のプレーとなります。

従って、A君は2打の罰を付加してバンカー内の前位置にC君に打たれた球をリプレースしてプレーを続けることになります。C君はB君の説の通り、やり直しだけで罰はありません。

参照一規則15条3（誤球のプレー：ストローク・プレー）、規則18条1（局外者が動かした球）

Q-4 グリーン外で拾い上げる球のマーク：他の位置へドロップまたはプレースする球はマークする義務はない

5番ホールでA君の2打目は高麗グリーンの右手前に止まった。当日使用しているペント・グリーンに向かって3打目をプレーしたときソケットして球は高麗グリーンに乗ってしまった。A君はその球を拾って高麗グリーンの外側へドロップした。近くにいたB君が、高麗グリーンから拾い上げるとき球の位置をマークしなければ反則になるよ。今年からルールが変わったの知らないかと忠告した。

グリーン外でも拾い上げる球はすべてマークしなければ反則ですか？その時の罰はいくつですか？

A-4 グリーン上では拾い上げる球をマークしなければならないのは從来通りですが、グリーン外の場合は拾い上げる球のうちマークしなければならない球は、拾い上げた後で元の位置に戻す球に限って正確にリプレースするためにマークすることを規定しております。

質問の場合、高麗グリーンで拾い上げた球は外側へドロップする球であり、再び元の位置に戻す球ではありません。このような球は拾い上げるときマークすることを規定しておりません。しかし乍ら、その球はホールに近づかないで、球の前位置にできるだけ近い外側にドロップしなければなりませんから、拾い上げた位置に印を置く方がより正確なドロップができますのでマークすることは大変好ましい事です。

グリーン外で拾い上げる球のうち前位置にリプレースする球は、①プレーの妨げとなって拾い上げる球、②識別のため拾い上げる球、③刀傷をつけたかもしれない球を拾い上げるとき等で、このような場合に出会うことは滅多にありませんから出会った場合は拾い上げに際しマークを忘れぬよう特に注意して下さい。マークを忘ると1打の罰です。

参照一規則20条1（球の拾い上げ）

Q-5 バンカー・ショットをしたとき近くにあると伴侶の球も同時に打ってしまい、両球がグリーンに乗った

3番ショット・ホールでBさんの球とTさんの球はグリーン左側のバンカーに入っている。二つの球は近づいて止まっていてBさんの方がホールから遠い。BさんはTさんの球を拾い上げてもらわなくとも大丈夫と思ってバンカー・ショットをした。クラブ・ヘッドがどんな動きをしたかは本人もわからなかつたが、自分の球と共にTさんの球にも当たり二つの球はグリーンに乗ってしまった。BさんがTさんの球を打ってしまったことは誤球のプレーになるが、バンカー内だから罰なしでよいのか？また、Tさんの球はバンカー内に戻さなければならないがドロップかプレースか？

A-5 Bさんは自分の球を打ったのであって、Tさんの球は打つ意思をもって打った球ではありません。このような場合は、自分の球を打ったことは1ストロークですが、Tさんの球は打ったのではなく誤って動かした球となります。従って、マッチ・プレーでは1打の罰となります。Tさんの球は前位置にリプレースですが、バンカー内ではリプレースする前位置のライが変えられているときは、初めのライとはほぼ同様に復元してそこにリプレースしなければなりません。

参照一規則18条1（局外者が動かした球）、規則18条3b（相手が動かした球）、規則20条3b（リプレースする球のライが変わった場合）

実施規定

昭和60年度 関東女子ゴルフ選手権競技 実施規定

◎予選

期日 昭和60年5月14日(火) 第1ブロック、
13日(水) 第2ブロック

開催場所 第1ブロック 東京国際カントリー倶楽部
町田市下小山田1668 TEL.0427(97)7676

第2ブロック 鎌ヶ谷カントリークラブ
鎌ヶ谷市中沢1348 TEL.0474(44)4111

1.競技規則 日本ゴルフ協会ゴルフ規則、および本競技特別規則を適用する。

2.競技の条件 18ホール・ストローク・プレーを行い、各ブロック上位60位までが5月29日から2日間、高麗川カントリークラブで開催する決勝競技出場資格を得る。但し、各ブロック予選通過者は参加者の数によって変更することがある。

3.参加資格 (1)加盟クラブ各種女子会員でJGAハンディキャップ20まで。但し、未実施クラブは下記計算により18まで。
(2)関東学生ゴルフ連盟推薦の若干名。
(3)KGA特別承認者。

4.賞 メダリスト賞

5.参加料 予選、決勝を通じ20,000円
参加料はクラブで取りまとめ
「三和銀行東京営業部関東ゴルフ連盟普通預金口座No380」に振込のこと。
(注)締切以後の参加取消の場合は、参加料を返金しない。

6.申込み方法 (1)参加希望者は所属クラブに参加料を添えて申込むこと。
(2)連盟加盟クラブ以外の参加者は直接連盟に申込むこと。

7.申込み期日 昭和60年4月20日(土)
締切以後は理由の如何を問わず受け付けない。

8.指定練習日 指定練習日は各ブロック2回指定日を定め、うちいずれか希望日1回は会員並み扱い、1回は一般ビジター扱いとし、希望日を開催クラブに届け出のこと。ビジター扱い日利用の場合、クラブ側にスタートを予約することが必要だが、出場選手は会員の紹介を必要としない。

(参考) JGAハンディキャップを持っていない方は、所定の申請書に1年以内のベスト・カード10枚を提出して出場資格を取得して下さい。

◎決勝

期日 昭和60年5月29日(火)、30日(水)

場所 高麗川カントリークラブ
八間郡大高町大字北平沢185 TEL.0428(9)3131

1.競技規則 日本ゴルフ協会ゴルフ規則、および本競技特別規則を適用する。

2.プレーの条件 5月29日(火)
第1ラウンド 18ホール・ストローク・プレー
5月30日(水)
第2ラウンド 18ホール・ストローク・プレー

3.タイの決定 36ホールを終り、第1位がタイの場合は、委員の指定するホールに於て、サドン・デス方式のプレー・オフにより第1位を決定する。

4.参加資格 (1)予選通過者(各ブロック60位)
(2)関東女子前年度10位
(3)月例総合成績10位(59年4月～60年3月)
優勝者 KGA杯(レプリカ)

5.賞 2位 金製ブローチ
3位 "
4位 "
5位 "

全員 予選通過記念品

6.参加料 20,000円(但し、決勝シード選手のみ)
(注) 締切以後の参加取消しの場合は参加料を返金しない。

7.参加申込 参加希望者は所属クラブに参加料を添えて申込むこと。申し込みを受けたクラブは所定の申込書に参加料を添えて連盟に申し込むこと。
参加料は「三和銀行東京営業部
関東ゴルフ連盟普通預金口座No380」へ振込みのこと。

8.申込締切日 昭和60年5月15日(木)
締切以後は理由の如何を問わず受け付けない。

9.指定練習日 5月24日(金)、28日(火)
(何れの場合も予めスタート時間を予約すること。)

(備考) 昭和60年度日本女子アマチュア選手権競技(6/18～6/20 池田カントリー倶楽部)の参加資格は本決勝競技の上位40位と決定。

実施規定

昭和60年度 関東アマチュアゴルフ選手権競技 実施規定

◎予選

期日 昭和60年5月20日 第1,2,5ブロック
21日 第3,4ブロック

開催場所 第1ブロック 武藏野ゴルフクラブ

八王子市宮町656 TEL.0426(9)2111

第2ブロック 越生ゴルフクラブ

比企郡都幾川町61 TEL.0436(5)1144

第3ブロック 大厚木カントリー倶楽部

厚木市上原町4088 TEL.0462(4)3131

第4ブロック 18ホール・ストローク・プレー

長生郡一宮町原見3166 TEL.051(4)37311

第5ブロック 江戸崎カントリー倶楽部

船橋市江戸崎 TEL.02989(2)2711

1.競技規則 日本ゴルフ協会ゴルフ規則、および本競技特別規則

2.競技の条件 18ホール・ストローク・プレーを行い、各ブロック上位20位タイまでが6月11日から3日間、横浜カントリークラブで開催する決勝競技出場資格を得る。

但し、各ブロック予選通過者は参加者の数によって変更することがある。

3.タイの決定 72ホールを終り、第1位がタイの場合は、委員の指定するホールに於てサドン・デス方式のプレー・オフにより第1位を決定する。

4.参加資格 1. 月例競技(59年4月より60年3月まで)の総合得点40位までの者
2. 59年度関東アマチュア選手権5位までの者
3. 59年度関東オーブン・アマチュア3位までの者
4. 59年度東日本パブリックアマ選手権1位(関東在住)
5. 59年度世界アマ日本代表(関東在住)
6. 59年度関東ジュニア選手権1位
ト、本年度関東アマチュア選手権各ブロック予選通過者
チ、連盟理事会で特別承認した者

5.賞 優勝者 レプリカ
2,3位 メダル
4,5位 菊皿
全員 予選通過記念品

6.参加料 20,000円(但し、決勝シード選手のみ)

(注) 締切以後の参加取消しの場合は参加料は返金しない。

7.参加申込 参加希望者は所属クラブに参加料を添えて申し込むこと。申し込みを受けたクラブは所定の申込書に参加料を添えて連盟に申し込むこと。

参加料は「三和銀行東京営業部

関東ゴルフ連盟普通預金口座No380」へ振込みのこと。

(注) 締切以後は出場を取消しても参加料は返金しない。

8.申込み方法 (1)参加希望者は所属クラブに参加料を添えて申し込むこと。

(2)連盟加盟クラブ以外の参加者は直接連盟に申し込むこと。

9.指定練習日 昭和60年4月20日(土)

締切以後は理由の如何を問わず受け付けない。

10.申込締切日 指定練習日は各ブロック2回指定日を定め、うちいずれか希望日1回は会員並み扱い、1回は一般ビジター扱いとし、希望日を開催クラブに届け出ること。

ビジター扱い日利用の場合、クラブ側にスタートを予約することが必要だが、出場選手は会員の紹介を必要としない。

(参考) 参加資格のハンディキャップについてはJGA

ハンディキャップ規定未実施クラブは所定の

ハンディキャップ査定申請書により、1年以

内にベスト・カード10枚を提出、出場資格の

査定を受けねばならない。

◎決勝

期日 昭和60年6月11日、12日、13日

場所 横浜カントリークラブ(西コース)

横浜市保土ヶ谷区今井町1025 TEL.045(351)1001

1.競技規則 日本ゴルフ協会ゴルフ規則、および本競技特別規則を適用する。

2.プレーの条件 6月11日(火)
第1ラウンド 18ホール・ストローク・プレー

6月12日(水)
第2ラウンド 18ホール・ストローク・プレー

以上、前半36ホールの65位までが後半2ラウンドに進出。

6月13日(木)
第3ラウンド 36ホール・ストローク・プレー

3.タイの決定 72ホールを終り、第1位がタイの場合は、委員の指定するホールに於てサドン・デス方式のプレー・オフにより第1位を決定する。

4.参加資格 1. 月例競技(59年4月より60年3月まで)の総合得点40位までの者
2. 59年度関東アマチュア選手権5位までの者
3. 59年度関東オーブン・アマチュア3位までの者
4. 59年度東日本パブリックアマ選手権1位(関東在住)
5. 59年度世界アマ日本代表(関東在住)
6. 59年度関東ジュニア選手権1位
ト、本年度関東アマチュア選手権各ブロック予選通過者
チ、連盟理事会で特別承認した者

5.賞 優勝者 レプリカ
2,3位 メダル
4,5位 菊皿
全員 予選通過記念品

6.参加料 20,000円(但し、決勝シード選手のみ)

(注) 締切以後の参加取消しの場合は参加料は返金しない。

7.参加申込 参加希望者は所属クラブに参加料を添えて申し込むこと。申し込みを受けたクラブは所定の申込書に参加料を添えて連盟に申し込むこと。

参加料は「三和銀行東京営業部

関東ゴルフ連盟普通預金口座No380」へ振込みのこと。

(注) 締切以後は出場を取消しても参加料は返金しない。

8.申込み方法 参加希望者は所属クラブに参加料を添えて申し込むこと。

9.指定練習日 昭和60年5月23日(木)

締切以後は理由の如何を問わず受け付けない。

10.申込締切日 6月7日(金)、10日(月)

(参考) 昭和59年度より日本アマチュア選手権の予選

競技が中止になり、各地区アマチュア選手権

が予選を兼ねることに決定いたしました。60

年度は、本競技の上位30位が日本アマチュア

の参加資格者となります。

実施規定

昭和60年度 関東倶楽部対抗競技実施規定

1. 昭和60年度参加希望チームが多数のため、予選を実施する。

(1) 予選は都府県別を主体として12ブロックに分けて実施し、規定のチーム数に達しない県のクラブは適宜他のブロックに配分する。

(2) 新規参加希望チームが出た場合は、当該都、県ブロックに配分する。

(3) 決勝開催クラブは予選競技に出場することはできない。但し予選通過ブロック出場チーム数に加える。

2. 予選競技方法

(1) 競技方法 18ホール・ストローク・プレー

(2) チーム構成 Aクラス 満50才以上(競技当日)4名
Bクラス 年令制限なし 4名

計8名出場。但し、選手は学生、未成年者を除く正会員に限る。

(3) 順位決定 A B両クラスの各ベスト3名、計6名のスコア総計によって決める。

タイ・スコアのときの決定方法

イ、スコア総計がタイのときはBクラス
ス4人目、なおタイの時はAクラス
4人目のスコアによって決める。

ロ、なおタイのときはBクラスの個人
ベスト・スコアの良い方を上位とし、
それもタイのときは以下順次Bクラスの
ベスト・スコアを比較して決め
る。

(4) 予選通過 ブロック出場チーム数が

16チームまでは第2位まで

" 24チームまでは第3位まで

" 32チームまでは第4位まで

" 33チーム以上は第5位まで

(注) 参加チーム数の少ない地区は近隣地区に割当てる。

3. 出場選手要員

(1) 選手登録 Aクラス4名以上、Bクラス4名以上を所定の登録選手名簿で登録してください。

(但し、登録選手は他クラブまたは他地区連盟加盟クラブ選手として登録することはできない。)

(2) 登録締切日 昭和60年3月30日(土)

(3) 登録期間 1ヵ年とする。

4. 参加申込

(1) チームの編成 登録選手の中よりAクラス4名、Bクラス4名を正選手として編成。

(2) 選手の変更 8名に満たなかった場合は、登録選手から補充、登録選手で満たないときは登録外からも補充できる。

(3) 申込締切期日 昭和60年4月30日(火)

(4) 参加料の払込 予選、決勝を通じ1チーム15万円、参加申込みと同時に「三和銀行東京営業部関東ゴルフ連盟普通預金口座No380」へ振込みのこと。

5. 予選競技主催会議

5月15日(木) 午後3時
パレスホテル(ゴールデンルーム)

6. 予選競技開催期日

5月27日(土) 長太郎
6月3日(土) 青梅、川越、南縦、水戸
グリーン、鹿沼国際、群馬、東名
4日(日) 大秦野、東宇都宮
5日(月) 長野
59年9月28日(金) 長岡

7. 決勝競技方法

(1) 競技方法 18ホール・ストローク・プレー
(2) チーム構成 予選規定による。

(3) 順位決定 "

8. 決勝進出チーム選手登録期日 6月8日(土)

9. 決勝進出チーム主催会議

6月10日(月)正午
パレスホテル(ダイヤモンドルーム)

10. 決勝競技開催期日 7月1日(月)

11. 決勝競技開催コース 舞鶴カントリー倶楽部

12. 表彰 (1) 各ブロック予選第1位チーム

およびA、B両クラス個人最優秀選手
(2) 決勝は優勝、準優勝

およびA、B両クラス個人最優秀選手

13. 主催会議の協議事項

- (1) ローカル・ルールの決定
- (2) 指定練習日の決定
- (3) 組合せとスタート時刻の決定
- (4) その他

実施規定

昭和60年度(第6回) 関東ジュニアゴルフ選手権競技実施規定

(主催)関東ゴルフ連盟 スポーツニッポン新聞社 関東高等学校ゴルフ連盟

(狭山市篠井412 TEL 0429-53-2101)

1. 競技規則 日本ゴルフ協会競技規則および本競技特別規則

2. 競技の条件 <男子>54ホール・ストローク・プレー
7月31日(木) 18ホール・ストローク
・プレー。18ホール終了後、80位同位のものまでが決勝に出場。
8月1日(木) 36ホール・ストローク
・プレー

<中学男子>
8月1日(木) 18ホール・ストローク
・プレー

<女子>
8月1日(木) 18ホール・ストローク
・プレー

* 所定のホールを終り、第1位がタイの場合は、委員の指定するホールに於てサンド・ディス方式のプレー・オフにより第1位を決定する。

3. 参加資格 ① 競技当日年令満18才までの全日制中・高校生で関東地区在住者(静岡・長野以東新潟以西)
② 主催者の特別承認者

4. 賞 予選メダリスト

5. 参加料 5,000円(予選、決勝を通じ)

6. プレーの費用 指定練習日、及び競技当日はメンバー
フリー

7. 参加申込

所定の参加申込書に在学証明書、及び
参加料を添えて現金書留で直接スポニ
チ事業部に申込むこと。

高ゴ連加盟校の選手の在学証明書は所
定の用紙に連名で一括し、申込書(個
人別)と一緒にまとめて郵送すること。
申込先

〒100 東京都千代田区一ツ橋1-1-1
スポーツニッポン新聞東京本社事業部
ジュニアゴルフ係
TEL 03-213-3360

8. 申込締切日 昭和60年6月29日(土) 午後5時=必着=
締切以後は理由の如何を問わず受け
付けない。締切以後に出場を取り止めた場合
でも参加料は返金しません。

9. 指定練習日 7月19日、22日のいずれか一日
必ず指定練習券を持参のこと。

10. 問合せ 関東ゴルフ連盟 TEL 03(215)0511
スポニチ事業部 TEL 03(213)3360

◎ 決勝

期日 昭和60年7月31日(木)、8月1日(木)

開催場所 武藏カントリークラブ・篠井コース

(狹山市篠井412 TEL 0429-53-2101)

1. 競技規則 日本ゴルフ協会競技規則および本競技特別規則

2. 競技の条件 <男子>54ホール・ストローク・プレー
7月31日(木) 18ホール・ストローク
・プレー。18ホール終了後、80位同位のものまでが決勝に出場。
8月1日(木) 36ホール・ストローク
・プレー

<中学男子>
8月1日(木) 18ホール・ストローク
・プレー

<女子>
8月1日(木) 18ホール・ストローク
・プレー

* 所定のホールを終り、第1位がタイの場合は、委員の指定するホールに於てサンド・ディス方式のプレー・オフにより第1位を決定する。

3. 参加資格 ① 予選通過者
② '84関東ジュニアゴルフ選手権男子
の部上位5位までの者及び中学・女
子の部優勝者
③ 主催者が特別に承認した者

<男子の部>

優勝者 レプリカ、メダル、賞状
2~5位 メダル及び賞状
全員 予選通過記念品

<中学男子の部>

優勝者 レプリカ、メダル、賞状
2~3位 メダル及び賞状
全員 予選通過記念品

<女子の部>

優勝者 レプリカ、メダル、賞状
2~3位 メダル及び賞状
全員 予選通過記念品

5. 参加料 シード選手及び主催者特別承認のみ
5,000円

6. プレーの費用 指定練習日及び競技当日はメンバー
フリー

7. 指定練習日 昭和60年7月26日(木)、30日(火)

8. その他 本大会の上位者は8月7日(木)、8日(木)
武蔵カントリー倶楽部において開催
される、第29回日本ジュニアゴルフ選
手権競技に参加できます。参加人数は
各地区の予選参加人数に応じて配分さ
れます。

総会・理事会・委員会

加盟俱楽部殿 昭和60年1月22日
関東ゴルフ連盟

理事長 細川護貞
59年度第6回理事会議事録

59年度第6回理事会討議事項を下記の通りお知らせします。

日 時 昭和60年1月22日(火)正午

場 所 ホテルニューオータニ

出席者 細川理事長、武内副理事長、相山、藤原、
福田彰、福田富市、古賀、木村、古茶、小宮山、
松浦、松野、大槻、斎藤、佐藤各常務理事、金丸、
北村、小林金太郎、滝沢、山崎、渡辺各理事、及び岩本、三嶋、坂各監事

決議事項

1. 第37回通常総会開催に関する件

① 総会開催日決定の件

2月20日(火)午前11時 ホテルニューオータニにて開催することを決定

② 総会審議事項決定の件

通常総会提出議案を次の通り決定した。

第1号議案

昭和59年度事業報告、並びに決算の承認を求める件

第2号議案

昭和60年度予算案の承認を求むる件

第3号議案

昭和60年2月26日開催の日本ゴルフ協会第36期通常総会に上程される昭和59年度決算の承認を求むる件、及び昭和60年度予算案の承認を求むる件に対し、賛、否決定の件

第4号議案

役員全員任期満了につき改選の件

第5号議案

第36期日本ゴルフ協会通常総会に出席する関東ゴルフ連盟代表者指名の件

第6号議案

昭和60年度、同61年度を任期とする日本ゴルフ協会理事7名、監事1名推薦に関する件
なお、この総会に提出する昭和59年度決算、オープン特別会計決算、及び昭和60年度予算案、

オープン特別会計予算案については、原案通り承認した。

2. 50周年記念行事の件

50周年記念実行委員会の武内委員長より同委員会で記念行事を種々検討した結果

① 記念競技の開催

加盟クラブ2名の登録代表者中1名を招き、36ホールのコースを使用して記念の懇親競技を開催すること。

② 50年史の作成

戦前の資料不足等で作成は困難を伴なうが、競技記録を主体にまとめたい。

③ 関東オープンを50周年記念大会とする件

50周年記念大会として現在決りの賞金とは別個に特別賞金を出して盛大な大会とすること。

④ 記念品作成

加盟全クラブを対象に50周年記念にふさわしいものを作成すること。

以上の計画でまとまったこと、及びこの予算については一般会計では2,000万円、オープン特別会計では1,000万円を計上、それも年間収支とは別個に継越金より充当したいと提案したところ、プロ競技に賞金を出すのも結構だが、アマチュア競技にも考慮してほしいとの意見が出され、委員長はアマチュア競技をも含めて計画を進めることを約し、全員異議なくこれを承認した。

3. 委員会報告

① オープン準備委員会

武内副委員長より、昭和60年度関東オープンゴルフ選手権の第1回準備委員会を12月に開き、後援のN.H.K.、開催協賛の飯能ゴルフクラブと日本ダンロップとの間でオープン関係の役割分担を確定したほか、入場券については前売通券(4枚綴り)を8,000円、当日券は予選日を各々2,000円、後半2日の決勝日は各々5,000円と値上げ決定したことを報告、全員異議なくこれを承認可決した。

② ハンディキャップ委員会

福田委員長よりJGAハンディキャップの実施促進のため、KGAコンピューターを活用しているクラブのコンピューター処理費用を半額または

全額連盟負担にしてもらえないかとの提案があったが、理事長より具体的に各クラブの活用状況など、くわしいデーターを出してもらってから検討した方が良いのではないかとの意見が出され、この件は保留された。なお、委員会では各クラブの内規を集めて分析した結果、現在JGAハンディキャップの実務手引書ともいえる内規の見本を作成することになっている旨の報告があった。

③ ジュニア委員会

斎藤委員長より、春のジュニア教室は千葉県の真名カントリークラブのご協力で4月1日から3日までの2泊3日で開催することになった旨、実施要項をそえて報告があり、全員異議なくこれを承認した。

4. 新規加盟申請クラブの件

細川理事長より埼玉県のユニオンエースゴルフ俱乐部より加盟申請があり、入会審査委員会で審査したところ書類も完備しており、加盟の資格は十分…との説明があり、全員異議なく加盟を承認した。これで連盟加盟クラブの総数は343クラブとなった。

以上

第37回 通常総会

2月20日(火)午前11時より、東京都千代田区紀尾井町4-1 ホテルニューオータニにおいて開催された表記通常総会は、加盟クラブ343、出席は委任状とも253クラブで下記の通り議決されましたのでご報告申し上げます。

加盟俱楽部殿

昭和60年2月20日

関東ゴルフ連盟

理事長 細川護貞

理事長細川護貞議長となり、本総会は規約に照し適法に成立した旨を宣し、直ちに議案審議に入る。

第1号議案

昭和59年度事業報告、並びに決算の承認を求むる件

岩本勇、三嶋栄、坂信弥の3監事を代表して岩本監事より、理事会より提出された議案内容について諸帳簿、関係書類について精査したと

ころ、何れも適法かつ正確であることを認めめた旨、監査報告があり、統いて議長より概略の説明が行われ

原案通り承認可決確定。

第2号議案

昭和60年度予算案の承認を求むる件
予算の概略について議長の説明が行われ
原案通り承認可決確定

第3号議案

昭和60年2月26日開催の日本ゴルフ協会第36期通常総会に上程される昭和59年度決算の承認を求むる件。昭和60年度予算案の承認を求むる件に対し、賛、否決定の件
議長より概略の説明が行われ
原案通り承認可決確定。

第4号議案

執行部全員任期満了につき改選の件
議長は連盟規約細則第1条にもとづいて各県別に11名の推薦委員を次の通り指名した。

新潟県 斎藤文志郎(フォレスト)

長野県 藤原正男(諏訪湖)

山梨県 大槻光雄(都留)

群馬県 古茶一之(草津)

栃木県 佐藤和三郎(宇都宮)

茨城県 古賀始(茨城)

埼玉県 武内俊三(武藏)

千葉県 松浦均(習志野)

東京都 小林甲子郎(桜ヶ丘)

神奈川県 相山武夫(横浜)

静岡県 木村襄司(東名)

統いて議長は各推薦委員から提出された各県選出の理事候補者名簿を次の通り発表した。
新潟県(選出2名)

斎藤文志郎(フォレスト) 佐久目晋三(長岡)

長野県(選出2名)

藤原正男(諏訪湖) 青木昌尚(穂高)

山梨県(選出1名)

大槻光雄(都留)

群馬県(選出3名)

古茶一之(草津) 福田彰(ルーテンス)

勝山恵三(関越ハイランド)

総会・理事会・委員会

栃木県(選出 6名)
竹井博友(那須チサン) 山本光春(塩原)
佐藤和三郎(宇都宮) 長沢泰治(関東国際)
滝沢 武(都賀) 吉沢兵左(唐沢)

茨城県(選出 4名)
古賀 始(茨城) 金丸富夫(取手新日本)
山崎亥年生(笠戸国際) 河西幹一(セントラル)

埼玉県(選出 3名)
細川護貞(東京) 武内俊三(武蔵)
森井誠治(飯能)

千葉県(選出 6名)
勝又豊次郎(袖ヶ浦) 松浦 均(習志野)
小宮山義孝(総武) 稲山嘉寛(鷹の台)
佐々木秀一(千葉) 大坪成彬(新千葉)

東京都(選出 2名)
小林甲子郎(桜ヶ丘) 小山賢之助(青梅)

神奈川県(選出 4名)
相山武夫(横浜) 小林金太郎(小田原湯本)
松本重男(相模)

静岡県(選出 5名)
木村襄司(東名) 福田富市(浜松シーサイド)
北村順則(ザンクロス) 小林 忠(沼津)
川村裕二(静岡・浜岡)

以上37名について議長は各都県の総意として選ばれた人たちなので、このまま60年度、61年度を任期とする新理事に選任したいと提案したところ、全員異議なく承認可決確定した。

ここで議長は10分間の休憩を宣し、その間に別室において新任の理事による理事長、副理事長の互選を実施、理事長、副理事長は次の通り選出された。

理 事 長 細川護貞
副理事長 武内俊三
統いて議長は規約第14条にもとづく学識経験理事候補者として次の4名を推挙

浜口五郎(程ヶ谷) 松野京三(扶桑)
渡辺 実(相模) 中井文治(東京)

理事に選任したいと諮ったところ、全員異議なく推挙の通り承認可決確定した。

なお、監事の選任については議長に指名一任と決定、議長は次の通り指名した。

監 事 岩本 勇(那須)
三嶋 栄(川崎国際)
水上達三(鶴舞)
以上をもって第4号議案の役員改選はすべて可決確定した。

第5号議案

第36期日本ゴルフ協会通常総会に出席する関東ゴルフ連盟代表者指名の件

細川理事長を代表出席者とする事を可決確定。

第6号議案

昭和60年度、同61年度を任期とする日本ゴルフ協会理事 6名、監事 1名推薦に関する件

議長に指名一任の方法が採択され、議長は次の通り指名した。

①連盟推薦理事候補者

細川護貞 武内俊三 勝又豊次郎
木村襄司 福田 彰 中井文治

②連盟推薦監事候補者

岩本 勇

以上をもって全議事の審議を終了、午前11時55分
議長は閉会を宣した。

以 上

加盟俱楽部殿 昭和60年 2月20日
関東ゴルフ連盟
理事長 細川護貞

60年度第1回理事会議事録
60年度第1回理事会討議事項を下記の通りお知らせします。

日 時 昭和60年 2月20日(水)午後1時
場 所 ホテルニューオータニ

出席者 細川理事長、武内副理事長、相山、藤原、
福田彰、勝又、木村、古茶、古賀、松浦、松野、
森井、中井、大槻、斎藤、佐藤各常務理事、
青木、福田富市、河西、金丸、勝山、北村、小
宮山、小山、小林金太郎、小林忠、松本、長
沢、大坪、佐久目、竹井、渡辺、山崎各理事、
及び岩本監事

—— 決 議 事 項 ——
1.60年度分科委員会委員長委嘱の件
細川理事長より、常務理事の選任は各県の代表者

が入っていただくと同時に、各分科委員会の委員長も網羅するものでなければ、せっかくの常務理事会も十分な機能が発揮できない恐れがあるので、常務理事を選任する前に各分科委員会の委員長を確定する必要があるとの説明があり、この選任方法を踏ったところ、満場一致で理事長にその選任を一任せ、理事長は次の通り新委員長を指名した。

競 技 委 員 長 中 井 文 治
ハンディキヤップ委員長 福 田 彰
月例競技委員長 松 野 京 三
ジュニア委員長 斎 藤 文 志 郎
広 報 委 員 長 木 村 襄 司
税対策委員長 勝 又 豊 次 郎
グリーン委員長 古 賀 始
コース選定委員長 武 内 俊 三
入会審査委員長 武 内 俊 三

なお、各副委員長、および委員の人選については、理事長、副理事長が各委員長と協議の上で取りまとめ、次回理事会で正式決定することとし、委員の人選に当たってはできるだけ広い範囲から出ていたたくようにしたいとの要望があり、全員異議なくこれを了承した。

2. 常務理事互選の件

細川理事長より、常務理事の構成は各県代表を1名ずつとして計11名、各委員長から4名の合計15名にしたいとの説明があり、選考の結果、次の通り決定した。

各県代表より

東京都	小 林 甲子郎
埼玉県	森 井 誠 治
神奈川県	相 山 武 夫
千葉県	松 浦 均
茨城県	古 賀 始
栃木県	佐 藤 和 三 郎
群馬県	古 茶 一 之
山梨県	大 槻 光 雄
長野県	藤 原 正 男
新潟県	斎 藤 文 志 郎
静岡県	木 村 襄 司

委員長より

競 技 中 井 文 治
ハンディキヤップ 福 田 彰
月 例 競 技 松 野 京 三
税 対 策 勝 又 豊 次 郎

3. 顧問推薦の件

理事長より、永年理事を務められて来た方が退任された場合、顧問に就任していただいているが、その後、退任された鈴木太郎(相模) 西野謙介(愛鷹) の両氏を顧問に推薦したいと提案、全員異議なく承認可決した。

次回理事会 3月8日(金)正午

以 上

加盟俱楽部殿 昭和60年 3月 8 日
関東ゴルフ連盟
理事長 細川護貞

60年度第2回理事会議事録
60年度第2回理事会討議事項を下記の通りお知らせします。

日 時 昭和60年 3月 8 日(金)
場 所 ホテルニューオータニ

出席者 細川理事長、武内副理事長、相山、藤原、福田彰、木村、古茶、古賀、小林甲子郎、松浦、松野、森井、中井、大槻、斎藤、佐藤各常務理事、福田富市、浜口、河西、金丸、勝山、北村、小宮山、小林金太郎、小林忠、大坪、佐久目、竹井、渡辺、山崎、山本、吉沢各理事、及び岩本、三嶋各監事

—— 決 議 事 項 ——

細川理事長より2月26日に開かれた日本ゴルフ協会総会、及び理事会において会長に細川、常任理事に武内副理事長が選任された事等の報告があり、議事に入る。

1. 分科委員会委員長委嘱の件

分科委員会の各委員長から提出された委員会名簿について踏ったところ全員異議なくこれを承認した。なお武内副理事長より、一部の委員会の副委員長、及び委員に若干名の追加をしたいが、ご一任願えないかと提案したところ、これも異議なく了承された。

総会・理事会・委員会

2.JGA推薦委員の件

これも提出された委員候補者名簿を検討した結果、全員異議なく承認可決した。

なお、今回日本ゴルフ協会にはナショナル・ティーム強化委員会が出来たが、まだ委員候補者名簿が出来ていないので次回理事会に提出すること、及びルール・エチケット普及委員会は不要として廃止し、その仕事は広報委員会で行うこととした旨の説明があった。

3.50周年記念行事の件

武内委員長より実行委員会をKGA50年史と記念品の製作を担当する第1小委員会と、記念競技を計画する第2小委員会に分けて検討中で、まだ煮つまつものではないか…と前置きして

①50年史は製作することを前提に調査を開始したこと、予算は約500万円とし、1,000冊を作成する予定で見積り中。

②記念品 予算を約1,000万円とし、各クラブで役立てていただける物を製作することで検討中。

討中、次回委員会に案を持ちよることになっている。

③記念競技 36ホールのコースを使用、加盟クラブの代表者各1名を招待して開催する予定で、現在開催コースを打診中。

開催時期は10月下旬から11月上旬までの1日

④関東オープン記念競技 本年度を特別記念競技とし、予算1,000万円のうち700万円を特別賞金として上積みし、その他は各アマチュアの10位までに記念品を出すことにした。

以上の報告があり、全員異議なく承認可決した。

4.その他

福田ハンディキャップ委員長よりハンディキャップのコンピューターによるスコア・カードの処理費用について提案があったが、これはいろんな資料をもとに委員会で充分に検討して立案し、それを常務理事会で慎重審議の上、理事会に諮ることを決めた。

次回理事会 6月6日(木)

以上

■60年度分科委員会名簿

競技委員会		ハンディキャップ委員会		月例競技委員会	
委員長 中井文治(東京)	副委員長 福田彰(ルーデンス)	委員長 松野京三(扶桑)	副委員長 松野京三(扶桑)	委員長 松野京三(扶桑)	副委員長 松野京三(扶桑)
森井誠治(飯能)	古賀一(セントラル)	吉田友明(嵐山)	山崎宣彦(霞ヶ関)	川島英雄(高坂)	中野弘治(美濃)
河西幹一(セントラル)	吉田正之(草津)	小室秀夫(東京)	内藤正幸(桜ヶ丘)	中野弘治(美濃)	内藤正幸(桜ヶ丘)
吉平賀量(千葉)	森川一(草津)	佐久間満之助(船橋)	岡田光正(嵐山)	大久保雅(桜ヶ丘)	岡田光正(嵐山)
委員長 新井昌男(大利根)	安達惣一(龍ヶ崎)	委員長 川島英雄(高坂)	委員長 内藤正幸(桜ヶ丘)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
新井安男(大利根)	原田英正(袖ヶ浦)	委員長 岩本正幸(桜ヶ丘)	委員長 岩本正幸(桜ヶ丘)	大久保雅(桜ヶ丘)	大久保雅(桜ヶ丘)
市川一夫(伊香保)	小林明太郎(小田原湯本)	委員長 岩本正幸(桜ヶ丘)	委員長 岩本正幸(桜ヶ丘)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
岩橋亮一(相模)	桑原正明(美野原)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
北村昭彦(東京国際)	桑町田原昭雄(総武)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
小林聰夫(セントラル)	斎藤文志郎(フォレスト)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
紅露昭明(越生)	本忠忠(鬼怒川)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
町家聰夫(烏山城)	鶴島秀夫(鳥山)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
沢正吾(松本)	鶴島嶋(島田)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
永正産(新潟ジャンボリー)	島崎半生(宍戸国際)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
大沢正春(春之台)	山田八郎(東京名古屋)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
大戸三郎(愛媛)	横内宏(明算仙岐津)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
斎藤文志郎(フォレスト)	吉沢正(左近)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
山田八郎(東京名古屋)	寺田功(東京よみうり)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
寺野本俊(袖ヶ浦)	田中勇(鶴舞)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
寺野宏(之台)	寺野宏(之台)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
佐野公胤(我孫子)	新井安寿(武藏)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
牧野光助(千葉)	北村昭英(成田ハイツリー)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
野口正三(桜ヶ丘)	前川武弘(高崎)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
川島英雄(高坂)	内野弘治(美野原)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
川島英雄(高坂)	吉田正(嵐山)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
川井正(熊谷)	岡田光(中)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
荒井八郎(府中)	大坂田哲(台中)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
山野邦夫(大塚)	吉田吉(府中)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)
山野邦夫(大塚)	顧問 渡辺実(相模)	委員長 田中孝平(長野)	委員長 田中孝平(長野)	佐久間満之助(船橋)	佐久間満之助(船橋)

広報委員会		潮崎秀隆(鶴舞)		委員会	
委員長 木村真司(東京)	顧問 福田富市(浜松シーサイド)	委員長 藤原正男(諏訪湖)	顧問 福田彰(ルーデンス)	委員長 藤原正男(諏訪湖)	顧問 木村真司(東京)
副委員長 片山晴美(越生)	金丸富夫(取手新日本)	副委員長 佐藤正義(高崎)	副委員長 佐藤正義(高崎)	副委員長 佐藤正義(高崎)	副委員長 佐藤正義(高崎)
杉山通敬(鬼怒川)	古賀寅始(茨城)	委員長 古賀寅始(茨城)	委員長 古賀寅始(茨城)	委員長 古賀寅始(茨城)	委員長 古賀寅始(茨城)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久目晋三(長野)	副委員長 大槻光雄(都留)	副委員長 大槻光雄(都留)	副委員長 大槻光雄(都留)	副委員長 大槻光雄(都留)
杉山通敬(鬼怒川)	角田三郎(群馬)	委員長 小宮山義孝(総武)	委員長 小宮山義孝(総武)	委員長 小宮山義孝(総武)	委員長 小宮山義孝(総武)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久目晋三(長野)	副委員長 佐久目晋三(長野)	副委員長 佐久目晋三(長野)	副委員長 佐久目晋三(長野)	副委員長 佐久目晋三(長野)
杉山通敬(鬼怒川)	河野三郎(栃木)	委員長 佐久目晋三(長野)	委員長 佐久目晋三(長野)	委員長 佐久目晋三(長野)	委員長 佐久目晋三(長野)
杉山通敬(鬼怒川)	平野精則(東京国際)	副委員長 平野精則(東京国際)	副委員長 平野精則(東京国際)	副委員長 平野精則(東京国際)	副委員長 平野精則(東京国際)
杉山通敬(鬼怒川)	鈴木義典(神奈川)	委員長 鈴木義典(神奈川)	委員長 鈴木義典(神奈川)	委員長 鈴木義典(神奈川)	委員長 鈴木義典(神奈川)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)	副委員長 佐久間徹(埼玉)
杉山通敬(鬼怒川)	佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉)	委員長 佐久間徹(埼玉		

月例競技成績表

[60年1月月例] 参加: 男子108名 女子49名 1月29日(火) 於: 程ヶ谷カントリー倶楽部

(男子)

順位	氏名	クラブ	アウト	イン	合計
1	勝 俣 勇	東名富士	36	34	70
2	山 内 宗 広	東京五日市	35	36	71
2	大 竹 敏 高	根	36	35	71
2	阪 田 哲 男	袖ヶ浦	37	34	71
5	鹿 座 一 郎	セントラル	34	38	72
5	白 井 正 衛	新千葉	34	38	72
5	星 野 正 治	武藏野	35	37	72
5	米 山 刚 日	大	36	36	72
(以上入賞)					
9	太 田 再 勇	大相模	38	35	73
9	小 川 透	岡部チサン	36	37	73
9	上 代 修 二	中 山	33	40	73
9	小 出 一 尤	婦ヶ崎	38	35	73
9	森 氷 正 隆	武藏	36	37	73

コース・レート 71.4

(注) 12月月例プレーの上代修二、加藤雄二氏は上代修二氏が優勝しました。

(女子)

順位	氏名	クラブ	アウト	イン	合計
1	尾 間 久 江	武 藏	36	39	75
2	吉 沢 キミ子	セントラル	40	37	77
(以上入賞)					
3	喜 多 麻 子	茅ヶ崎	41	37	78
4	福 井 美 保	GMG八王子	38	41	79
5	中 田 朱 美	袖ヶ浦	39	41	80

コース・レート 68.8

[2月月例] 参加: 男子83名 女子36名 2月22日(金) 於: 袖ヶ浦カントリークラブ

(男子)

順位	氏名	クラブ	アウト	イン	合計
1	五十嵐 唯 郎	東京五日市	36	36	72
1	阪 田 哲 男	袖ヶ浦	39	33	72
1	並 木 秀 一	日	37	35	72
1	松 井 滋 雄	皋月	34	38	72
1	宮 族 夫	習志野	37	35	72
(以上入賞)					
6	高 橋 正 博	東筑波	38	35	73
6	松 田 守 功	習志野	39	34	73
6	吉 田 八 郎	府 中	34	39	73
9	大 友 富 雄	塙 原	39	35	74
9	大 山 四 郎	鎌ヶ谷	37	37	74
9	岡 田 光 正	鳳 山	37	37	74
9	佐 久 间 鶴 二	袖ヶ浦	39	35	74
9	高 安 信 行	セントラル	37	37	74
9	室 伏 健 二	東 名	37	37	74
15	上 野 進	高 根	38	37	75

(注) 五十嵐唯郎、阪田哲男、並木秀一、松井滋雄、宮族夫氏はタイ・スコアの為、3月月例にてプレー・オフを行ないます。

コース・レート 71.3

(女子)

順位	氏名	クラブ	アウト	イン	合計
1	谷 弘 恵	青山学院	37	41	78
1	吉 沢 キミ子	セントラル	38	40	78
(以上入賞)					
3	喜 多 麻 子	茅ヶ崎	39	40	79
4	新 田 佐 喜 子	藤 岡	41	40	81
5	加 藤 勝 栄	平塚富士見	41	41	82

コース・レート 69.0

(注) 谷弘恵、吉沢キミ子氏はタイ・スコアの為、3月月例にてプレー・オフを行ないます。

順位	氏名	クラブ	アウト	イン	合計
9	山 口 現 朗	武 藏	38	35	73
15	池 谷 英 雄	相模原	35	39	74
15	小 菓 卓 木	青 楠	36	38	74
15	鶴 田 審 人	習志野	35	39	74
15	宮 族 夫	東京五日市	35	39	74
20	上 野 遼 進	高 根	37	38	75
20	佐 久 間 義 雄	姉 姉	36	39	75
20	高 橋 正 博	東筑波	40	35	75
20	内 藤 正 幸	桜 丘	38	37	75
20	並 木 弘	美 菩	38	37	75
20	原 繁 雄	東 名 厚 木	38	37	75
20	室 伏 健 二	東 名	38	37	75

コース・レート 71.4

(注) 12月月例プレーの上代修二、加藤雄二氏は上代修二氏が優勝しました。

順位	氏名	クラブ	アウト	イン	合計
5	渡 辺 恵 子	高 根	37	43	80
7	田 村 千 代 子	鍾ヶ谷	42	39	81
7	三 木 恵 美 子	富 士	41	40	81
9	太 田 由 記 枝	川 越	42	40	82
9	清 水 厚 子	大 厚 木	45	37	82
9	水 沢 利 水 子	入 間	39	43	82

コース・レート 68.8

(注) 12月月例プレーの上代修二、加藤雄二氏は上代修二氏が優勝しました。

順位	氏名	クラブ	アウト	イン	合計
15	奥 延 通 康	茨 城	35	40	75
15	鶴 田 審 人	青 梅	36	39	75
15	田 中 伸 一	伊 勢 原	35	40	75
15	内 藤 正 幸	桜 丘	39	36	75
15	本 田 昌 之	塙 原	39	36	75
15	山 内 宗 広	東京五日市	39	36	75
15	山 本 幸 道	袖ヶ浦	36	39	75
23	小 川 透	岡部チサン	38	38	76
23	勝 保 勇	東 名 富 士	41	35	76
23	加 藤 清 司	府 中	38	38	76
23	加 藤 雄 二	日 大	39	37	76
23	高 橋 敏	小 田 原	40	36	76
23	中 野 弘 治	美 菩	40	36	76
23	山 田 保 太 郎	桜 城	40	36	76
23	米 山 刚 剛	鳥 山 城	38	38	76
23	和 田 博	東京五日市	36	40	76

コース・レート 71.3

(注) 五十嵐唯郎、阪田哲男、並木秀一、松井滋雄、宮族夫氏はタイ・スコアの為、3月月例にてプレー・オフを行ないます。

順位	氏名	クラブ	アウト	イン	合計
6	尾 間 久 江	武 藏	44	39	83
6	金 田 正 子	成 城 大	40	43	83
6	福 井 美 保	GMG八王子	41	42	83
9	猪 胶 美 恵 子	上 級 富 士	41	43	84
9	谷 口 典 江	河 口 湖	46	38	84
9	仁 科 敏 枝	韋 月 ・ 佐 野	43	41	84

コース・レート 69.0

(注) 谷弘恵、吉沢キミ子氏はタイ・スコアの為、3月月例にてプレー・オフを行ないます。

昭和60年3月20日発行KGAニュースNo.10

発行所 関東ゴルフ連盟 東京都千代田区丸の内1-1-1 TEL. 215-0511

発行人 細川謹貞 編集 広報委員会